

経営事項審査申請手続きのしおり

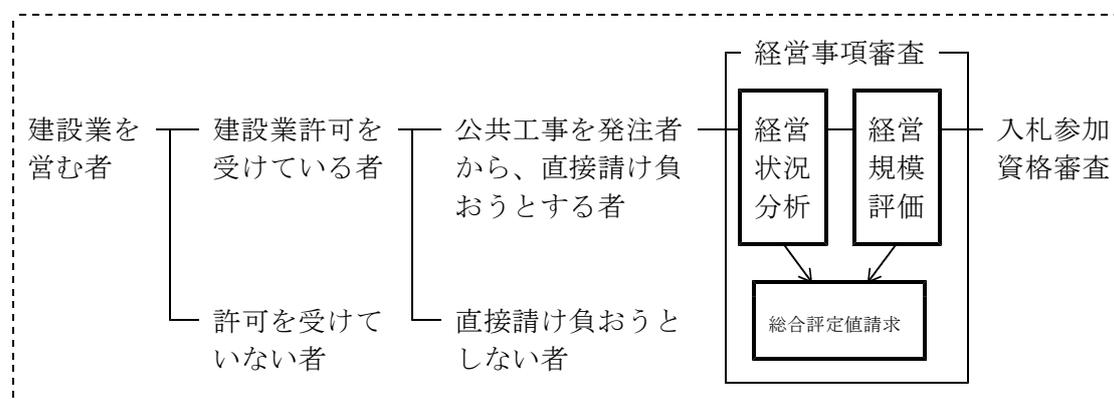
このしおりは群馬県知事許可の建設業者の方を対象にしています。

群馬県 県土整備部 建設企画課
(令和3年4月改訂版)

I 経営事項審査制度の概要

1 経営事項審査とは

- ・ 経営事項審査は、公共工事（国、地方公共団体などが発注する建設工事）を発注者から直接請け負おうとする建設業許可業者が、必ず受けなければならない審査です。（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23）
- ・ 経営事項審査を受けるには、その工事業種について建設業許可を受けていることが必要です。
- ・ 経営事項審査の手続きは、国土交通省へ登録している経営状況分析機関（以下「登録経営状況分析機関」）への「**経営状況分析申請**」、許可行政庁への「**経営事項規模等評価申請**」、「**総合評定値請求**」の3つの審査で構成されています。



- ・ 公共工事を請け負おうとする建設業者は、発注者と請負契約を締結する際に、有効な「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価結果通知書」の交付を受けていなければなりません。
- ・ 経営事項審査の有効期間は、事業年度終了の日（決算日）から1年7ヶ月です。公共工事の入札参加資格の認定を受けている建設業者の方は、有効期間を切らさないように毎年決算が終了後、速やかに経営事項審査を申請する必要があります。（概ね有効期間満了の2ヶ月前まで = 決算日から5ヶ月以内に申請してください。）
- ・ 公共工事の入札参加資格の認定を受けていても、経営事項審査の有効期間が切れてしまった場合には、公共工事の請負契約を締結することは出来ません。

2 経営状況分析とは

- ・ 経営状況分析は、経営事項審査の審査事項の一つで、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営状況を数値によって評価するものです。
- ・ 経営状況分析は、登録経営状況分析機関へ申請して行います。詳細な申請方法等については、各登録経営状況分析機関（5ページ参照）へ照会してください。

- ・群馬県及び群馬県内の地方自治体が発注する公共工事の入札参加資格申請をする場合は、総合評定値の計算を請求していることを条件としています。総合評定値の計算を請求する場合には、「経営状況分析結果通知書」の添付が必要となるため、「総合評定値請求」をする前に「経営状況分析申請」を行って、「経営状況分析結果通知書」の交付を受ける必要があります。

3 経営規模等評価とは

- ・経営規模等評価は、経営事項審査の審査事項の一つで、公共工事を直接請け負おうとする建設業者の経営規模、技術的能力、その他の客観的事項を数値によって評価するものです。
- ・経営規模等評価は、許可行政庁（群馬県許可業者の場合は群馬県）へ申請して行います。

4 総合評定値請求とは

- ・総合評定値請求とは、経営状況分析及び経営規模等評価それぞれの結果から各申請業種毎に、総合評定値(P)という数値を計算するものです。
- ・総合評定値は、各建設業者の申請により許可行政庁（群馬県許可業者の場合は群馬県）が計算して通知します。
（通常、総合評定値は経営規模等評価申請と同時に請求します。）
- ・総合評定値は、各発注機関において客観的事項として、建設業者の格付け、順位付け等に利用される数値です。
- ・「経営規模等評価結果通知書」及び「総合評定値通知書」は、群馬県知事許可業者については、標準で約1ヶ月後（補正に要した日は除きます。）に、原則として申請業者あてに郵送されますので、有効期間の切れないように余裕を持って申請してください。
なお、「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値通知書」は再発行できませんので、大切に保管してください。
- ・公共工事の各発注機関では、通常、入札参加資格に総合評定値を事前に請求していることを条件としていますので、このしおりにおいては、**経営規模等評価申請と同時に総合評定値請求をするものとして解説しています。**
なお、申請者の都合により経営規模等評価申請と総合評定請求を別々に行う場合には、申請方法・必要書類等についてお問い合わせの上申請してください。

Ⅱ 申請書類等

1 申請書を提出する手順

(1) 事業年度経過時の変更届（決算変更届）の提出（①～②）

建設業許可業者は、毎事業年度経過後4ヶ月以内に変更届出書（決算変更届）を提出しなければなりません（法第11条）ので、群馬県県土整備部建設企画課（以下「県庁建設企画課」という。）に郵送してください。

(2) 経営状況分析の申請（③）

登録経営状況分析機関へ経営状況分析申請を行います。

(3) 登録経営状況分析機関から「経営状況分析結果通知書」の発行（④）

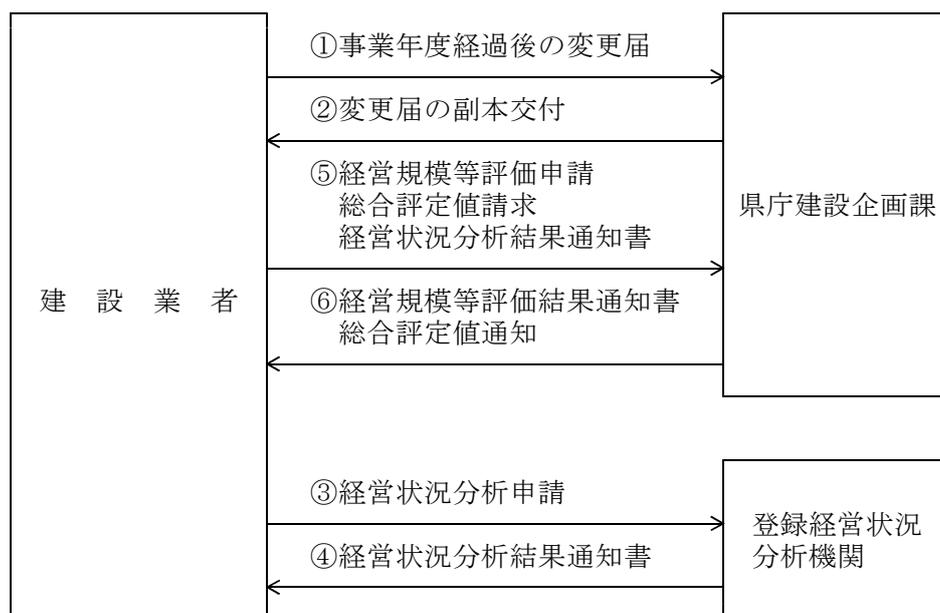
この「経営状況分析結果通知書」は、次の「総合評定値請求」をする場合に必要です。経営状況分析の申請から結果通知の発行まで2～3週間かかりますので、登録経営状況分析機関への申請は早めに行ってください。

(4) 経営規模等評価の申請及び総合評定値請求（⑤）

県庁建設企画課へ経営規模等評価申請及び総合評定値請求を行います。この際、「経営状況分析結果通知書（正本）」の添付が必要です。

(5) 「経営規模等評価結果通知書」及び「総合評定値通知書」の送付（⑥）

申請者あてに「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値通知書」が郵送されます。県庁建設企画課へ申請した日から約1ヶ月後（補正事項などがない場合）に発送します（時期により多少前後します。）。



2 申請書の提出方法等

受付日時等	提出先
<p>知事許可業者</p> <p>(1) 郵送（一般書留）してください。 注1：副本の返送を希望する場合には、返信用封筒に必要な切手を貼って持参又は同封してください。 同様に、添付資料の返却も希望する場合には、副本の返送用とは別の返信用封筒に必要な切手を貼って持参又は同封してください。 注2：証紙の金額が5万円以下の申請を郵送する場合は、簡易書留でも可。</p> <p>(2) 申請を行うことができるのは、次の方です。 ①個人 → 申請者本人 ②法人 → 当該法人の従業員 ③代理人 → 行政書士等、その補助者 （代理申請の場合は、委任状を添付してください。） ※申請手続きの代理については、法律で行政書士（弁護士）に限られます。 前記以外の者が、業としてこれを行うことはできません。</p>	<p>〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 （県庁21階南側）</p> <p>電話 027-226-3524</p>
<p>県内大臣許可業者</p> <p>・関東地方整備局建設産業第一課に直接持参または郵送してください。詳細は関東地方整備局ホームページ (https://www.ktr.mlit.go.jp/) で確認してください。</p>	

※各申請用紙販売場所

一般社団法人群馬県建設業協会（前橋市元総社町2-5-3、TEL 027-252-1666）

【参 考】 経営状況分析申請

受付日時等	提出先・問合せ先
<p>(1) 受付は通年で行っています。</p> <p>(2) 詳細は各登録経営状況分析機関へ確認してください。</p> <p>※総合評定値請求をする場合は、経営状況分析結果通知書が必要となりますので、経営規模等評価申請をする2～3週間前までに申請してください。</p>	<p>各登録経営状況分析機関 （5ページ参照）</p>

(参考) 登録経営状況分析機関一覧

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市京町本丁4-43	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(有) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株) 日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町6-8-27	093-474-1561
21	(株) 建設システム	静岡県富士市石坂312-1	0545-23-2607
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

※最新の登録状況など詳細は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 経営指導係
 (代表電話：03-5253-8111) にお問い合わせいただくか、国土交通省のホームページでご確認ください。

・国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>

※登録番号3, 6, 12~20は欠番です。

3 手数料について

(1) 手数料額

経営規模等評価手数料 8, 100円 + (2, 300円 × 審査対象業種数)

総合評定値請求手数料 400円 + (200円 × 請求対象業種数)

(2) 納入方法

群馬県収入証紙を「審査手数料群馬県収入証紙貼付書」に貼り付けて納入してください。

なお、払込書による納付を希望する場合は、事前に提出先（群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業対策室 電話：027-226-3524）へご相談ください。

【手数料早見表】

審査業種数	経営規模等評価手数料	総合評定値請求手数料	手数料の合計額
1 業種	10, 400円	600円	11, 000円
2 業種	12, 700円	800円	13, 500円
3 業種	15, 000円	1, 000円	16, 000円
4 業種	17, 300円	1, 200円	18, 500円
5 業種	19, 600円	1, 400円	21, 000円
6 業種	21, 900円	1, 600円	23, 500円
7 業種	24, 200円	1, 800円	26, 000円
8 業種	26, 500円	2, 000円	28, 500円
9 業種	28, 800円	2, 200円	31, 000円
10 業種	31, 100円	2, 400円	33, 500円
11 業種	33, 400円	2, 600円	36, 000円
12 業種	35, 700円	2, 800円	38, 500円
13 業種	38, 000円	3, 000円	41, 000円
14 業種	40, 300円	3, 200円	43, 500円
15 業種	42, 600円	3, 400円	46, 000円
16 業種	44, 900円	3, 600円	48, 500円
17 業種	47, 200円	3, 800円	51, 000円
18 業種	49, 500円	4, 000円	53, 500円
19 業種	51, 800円	4, 200円	56, 000円
20 業種	54, 100円	4, 400円	58, 500円
21 業種	56, 400円	4, 600円	61, 000円
22 業種	58, 700円	4, 800円	63, 500円
23 業種	61, 000円	5, 000円	66, 000円
24 業種	63, 300円	5, 200円	68, 500円
25 業種	65, 600円	5, 400円	71, 000円
26 業種	67, 900円	5, 600円	73, 500円
27 業種	70, 200円	5, 800円	76, 000円
28 業種	72, 500円	6, 000円	78, 500円
29 業種	74, 800円	6, 200円	81, 000円

4 申請に必要な書類及び提出部数等

(1) 申請書類等

	書 類	正本	副本
A 申 請 書 類	(1) 経営規模等評価申請書（様式第二十五号の十四） (2) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一） (3) 技術職員名簿（別紙二） (4) その他の審査項目（社会性等）（別紙三） (5) CPD単位を取得した技術職員名簿（様式第4号） (6) 技能者名簿（様式第5号） (7) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書（原本） <u>（該当する場合のみ）</u> (8) 経営状況分析結果通知書（原本） ※ 原本確認番号が記載されている場合には写しでも可 (9) 審査手数料群馬県収入証紙貼付書	1部	1部 （ 必 要 な 場 合 ）
B 添 付 （ 提 出 ） 書 類	ア. 消費税確定申告書の控え イ. 「消費税納税証明書（その1）」 ウ. 完成工事高に係る請負契約書類（契約書・注文書の写し、又は発注証明書の原本） エ. 減価償却実施額に係る確認書類 オ. 技術職員の常勤性を確認する書類 カ. 技術職員の資格を証明する書類 キ. 雇用保険の加入を証明する書類 ク. 健康保険の加入を証明する書類 ケ. 厚生年金保険の加入を証明する書類 コ. 建設業退職金共済制度の加入を証明する書類 サ. 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書類 シ. 法定外労働災害保証制度の加入を証明する書類 ス. 民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類 セ. 防災協定の締結を確認する書類 ソ. 監査の受審状況を確認する書類 タ. 公認会計士等の数・2級登録経理試験合格者数に係る確認書類 チ. 建設機械の保有状況を確認する書類 ツ. ISO9001・ISO14001の取得状況を確認する書類 テ. CPD単位取得数を確認する書類 ト. 技能レベル向上者数を確認する書類	1部	
C	経営事項審査申請書類確認書	1部	

- ・ Aについて、副本の交付を希望する場合は、正本のほか副本を1部提出してください。副本は申請者の控えとなるため、必ず正本と同一内容のものを提出してください。また、副本の返却を郵送で希望する場合には、必要な切手を貼った返信用封筒を持参又は同封してください。
- ・ A 申請書類「(5) 外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」について、外国子会社の経営実績の評価を希望する方は、事前に国土交通大臣に認定申請を行い、数値の認定を受ける必要があります。認定については、直接、国土交通本省土地・建設産業局建設業課（代表電話：03-5253-8111）に認定の申請をして下さい。
- ・ Bについて、郵送での返却を希望する場合には、必要な切手を貼った返信用封筒を持参又は同封してください。
- ・ 経営状況分析申請については、各登録経営状況分析機関の発行する手引き等で御確認ください。

(2) 申請書類等のとじ方

A、B及びCは、それぞれ別冊とし、上記表の順序でA4版の大きさにそろえて、上辺をホッチキス等でとじてください。（※製本テープは使用しないでください。）

なお、Bについては、資料が厚くなる場合はヒモとじ等でもかまいません。

5 添付（提出）書類について

- ・ 審査基準日（決算日）時点における状況により審査しますので、その時点の状況が確認できる資料の提出をお願いします。
- ・ 同一資料が重複する場合は1部でかまいません。
- ・ 申請受付後、審査の際に原本の提出や追加資料の提出を求められることがあります。

(1) B 添付（提出）書類の詳細

ア 消費税確定申告書の控え（写し）

- ・ 基準決算に係る申告書の写しを提出してください。
修正申告や更正請求している場合はその控えの写しも提出してください。
※電子申告の場合は、「申告データ」を紙に出力したもの及び税務署から送信された「受信通知」を紙に出力したものを提出してください。

- ・ 消費税免税業者の場合は提出不要です。

※課税標準額よりも完成工事高が大きい場合は、その理由を「理由書」としてまとめ、原本を申請書に添付してください。

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書類については、黒塗りしたものをコピーするなど該当部分が識別できないよう修正を行ってから提出してください。（法人番号の場合は必要ありません）

イ 消費税納税証明書（その１）（写し）

- ・基準決算（審査基準日を含む事業年度）に係る消費税納税証明書を提出してください。
- ・納税証明書にはいくつか様式がありますが、**必ず（その１）の様式**を提出してください。
- ・免税業者であっても、課税がない旨の納税証明書が交付されますので、当該証明書を提出してください。

ウ 完成工事高に係る請負契約書類（契約書・注文書等の写し、又は発注証明書の原本）

- ・各業種ごとに、決算変更届に添付された工事経歴書に記載されている順に、上から3件の契約書・注文書を提出してください。
なお、工事経歴書の内容等から判断し、審査時に追加で数件の書類を求めることがあります。
- ・審査の過程において、確認のため契約書・注文書の原本の提出を求めることがあります。
- ・契約書・注文書は必要事項（注文者（押印）、請負者（押印）、請負金額、工期、工事内容等）が確認できるものを提出してください。
- ・工事の変更契約をした場合は、変更契約書のほか最初の契約書が必要です。また、JV工事の場合は、契約書のほか持分比率等が確認できるJV協定書が必要です。
- ・契約書・注文書がない場合は、「請求書と入金を示す預金通帳の写し」や、「請求書と相手方の確認印のある領収書の写し（領収日以降に相手方の印をもらったものや、写しに相手方の印を押したものは無効）」など、工事内容と契約の相手方の意思が確認できるものを組み合わせて提出してください。
- ・建設業法第19条第3項に規定される、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下、「電子契約」という。）の場合は、次の3点を提出してください。
 - ①電子契約を締結したことが分かる書類の写し（例：電子契約基本契約書など）
 - ②発注者が該当工事を発注したことが分かる書類の写し（例：注文書など）
 - ③受注者が該当工事を受注したことが分かる書類の写し（例：請書など）提出書類が適切かどうかの判断が難しい場合については、事前にお問い合わせください。
- ・預金通帳の写しは、摘要欄に相手方の名称が印字されているもので、かつ通帳のページ全体のコピーを提出してください。相手方の名称が印字されていない場合（現金入金の場合等）は、工事契約が確認できないものとみなし、当該業種の完成工事高から除外していただきます。
- ・「請求書と預金通帳の写し」、「請求書と相手方の確認印のある領収書の写し」も提出することができない場合は、「**発注証明書（原本）**」（63ページ参照）を提出してください。
- ・「発注証明書」の様式は、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）からダウンロードすることができます。
- ・確認資料が提出できない場合や不足している場合など、十分な確認ができない場合は、当該業種の完成工事高から除外させていただくことがあります。

エ 減価償却実施額に係る確認書類（写し）

次のうち、該当するものについて全て提出してください。

- ・法人の場合
 - 法人税申告書別表 16（1）（定額法）
 - 法人税申告書別表 16（2）（定率法）
 - 法人税申告書別表 16（4）（リース期間定額法）
 - 法人税申告書別表 16（6）（繰延資産償却額計算明細書）
 - 法人税申告書別表 16（7）（少額減価償却資産損金算入明細書）
 - 法人税申告書別表 16（8）（一括償却資産損金算入明細書）
- ・個人事業主の場合
 - 所得税青色申告決算書
 - 収支内訳書（白色申告書）

なお、減価償却実施額が経営状況分析結果通知書の参考値と同一の場合は、確認書類の提出は必要ありません。

オ 技術職員の常勤性に係る確認書類（写し）

- ・社会保険加入者はa、未加入者はb、後期高齢者等はcを提出してください。
 - a 社会保険（又は厚生年金基金）の被保険者標準報酬決定通知書（2年分）
 - ・審査基準日の含まれる年度のもの及びこの前年度のもの2年分、決定から審査基準日までの資格取得・喪失確認通知書
 - b 国民健康保険被保険者証＋給与台帳又は源泉徴収簿
 - ・給与台帳又は源泉徴収簿は、従業員別のもので、審査基準日以前7か月間の毎月の給与額が確認できるもの
 - c 厚生年金保険70歳以上被用者該当届又は厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届（標準報酬月額相当額改定および標準賞与額相当額のお知らせ）
 - ・後期高齢者等を新たに雇用したときや70歳に到達し引き続き雇用するときには「該当届」、7月1日現在で後期高齢者等を雇用しているときは「算定基礎届」になります。
 - ・該当しない場合はbを提出してください。

※ 個人情報保護の観点から、保険証及び被保険者標準報酬決定通知書の写しについて、以下の項目を黒塗りやマスキングテープ等によりマスキング処理を施した上で提出してください。

- ・健康保険等の保険証（写）：保険者番号、被保険者等記号・番号
- ・被保険者標準報酬決定通知書（写）：被保険者整理番号

※「技術職員名簿」に記載されている番号を、上記確認書類“a”の通知等（標準報酬決定通知書等）の氏名余白部分に以下のように記載すること。

例) 技術職員名簿の「1頁」「通番9」の方の場合“1-9”と記入、公認会計士等の場合“経理”と記入、様式4（CPD関係）に記入された職員は”CPD”、と記入、様式5（技能レベル向上関係）に記入された職員は”レベル”と記入してください。

※雇用されている期間が6か月を超えない者、毎月の給与額が最低賃金法の最低賃金に満たない者（6か月のうちの1か月が最低賃金に満たない者も含む。）、勤務日数・勤務

時間がそれぞれ一般の従業員の概ね3/4に満たない者及び被扶養者は、常勤でないのみなし、経営規模等評価における技術職員等としては認めません。

カ 技術職員の資格を証明する書類

- ・「別紙二 技術職員名簿」に記載した資格に関する資格者証等（写し）又は実務経験証明書（初年度は原本、以降は写しでも可）
- ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている場合は、その写しも提出してください。
※前年度の建設企画課の收受印が押印された技術職員名簿（様式第25号の14 別紙二）を提出する場合には、有効期間の定めのないものに限り、その技術者の合格証等は省略することができます。
- ・有資格区分コード「703」、「704」に該当する証明書類は「能力評価（レベル判定）結果通知書」としてください。
- ・21ページの「3 技術職員について」も参照してください。
- ・資格者証等と技術職員数に係る確認書類とに記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本や住民票等（個人番号（マイナンバー）が省略されたもの）の公的機関から提出された氏名の変更が確認できる資料（写しでも可、発行日から3ヶ月以内のもの）を提出してください。

キ 雇用保険の加入を証明する書類

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）（受付印等が無い場合は、納付したことを証する領収書・証明書も必要です。）
 - ②労働保険事務組合の労働保険料納入通知書（甲）（写し）
 - ③雇用保険加入済確認願（原本）（64ページ参照）
 - ・群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）に掲載されている所定の様式に基づき、公共職業安定所で確認印をもらったもの。

ク 健康保険の加入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①社会保険（又は厚生年金基金）の被保険者標準報酬決定通知書
 - ②審査基準日を含む月の社会保険料を納付したことを証する領収証書・証明書

※建設関係の国民健康保険組合（いわゆる建設国保）に加入している場合は、国民健康保険組合が発行する国民健康保険被保険者証の写しを提出してください。

<建設関係国民健康保険組合の例>

全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、埼玉土建、全国土木建築など

ケ 厚生年金保険の加入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください

- ①社会保険（又は厚生年金基金）の被保険者標準報酬決定通知書
- ②審査基準日を含む月の社会保険料を納付したことを証する領収証書

コ 建設業退職金共済制度の加入を証明する書類（写し）

- ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書

サ 退職一時金制度若しくは企業年金制度の導入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の発行する加入証明書
 - ②特定退職金共済団体の発行する加入証明書
又は共済契約書でも可。
 - ③就業規則若しくは労働協約
 - ・退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに支払時期に関する定めがあるもの。
 - ・常時10人以上の労働者を使用する場合は、労働基準監督署の受付印が確認できるもの。
※電子申請の場合は、「届出データ」を紙に出力したもの及び「到達確認画面」を紙に出力したものを提出してください。
 - ④厚生年金基金が発行する加入証明書
 - ⑤厚生年金基金の標準報酬決定通知書
 - ⑥厚生年金基金の加入が確認できる社会保険の標準報酬決定通知書
 - ⑦適格退職年金契約書
 - ⑧確定拠出年金運営管理機関の発行する加入または契約締結に関する証明書
 - ⑨確定給付企業年金（基金型）の場合における企業年金基金の発行する加入証明書
 - ⑩確定給付企業年金（規約型）の場合における資産管理運用機関の発行する加入証明書

シ 法定外労働災害保証制度の加入を証明する書類（写し）

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①(公財)建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度加入証明書
 - ②(一社)全国建設業労災互助会の全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書
 - ③(一社)全国労働保険事務組合連合会の劳保連労働災害保険加入証明書
 - ④中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者との間の契約を証する書類
 - ⑤保険会社の労働災害保険又は準記名式普通傷害保険（※）の保険証券
- ・次のa～dの全ての要件が確認できるものに限り、
 - a 業務災害及び通勤災害いずれも対象としていること。
 - b 直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請人全て）の直接の使用関係にある職員の全てを対象としていること（パート・アルバイトも含む）。
 - c 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害の全てを対象としていること。
 - d 当該申請者が施工する全ての工事（共同企業体及び海外工事は除く）を補償していること。

- ・保険証券で確認できない場合は、保険会社（代理店は不可）が上記の a～c を証明した証明書（会社の印が押印されているもの、個人印は不可）を提出してください。なお、審査基準日時点において加入していることが確認できる必要がありますので、審査基準日以降に取得した証明書を添付してください。
- ※準記名式普通傷害保険の場合は、政府労災保険の加入が確認できる労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書や納入通知書も必要です。

ス 民事再生法又は会社更生法の適用を受けていることを確認する書類（写し）

- ・「再生手続又は更生手続開始決定日」、「再生計画又は更正計画認可日」及び「再生手続又は更生手続終結決定日」を確認することができる書面（裁判所からの通知、履歴事項全部証明書等）
- ・平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始決定又は更生手続開始決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結決定又は更生手続終結決定を受けていない場合が対象となります。

セ 防災協定の締結を確認する書類

- ・次のいずれかを提出してください。
 - ①審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書（写し）
 - ②防災協定締結証明書（社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合）（原本）（65ページ参照）
- ※上記の資料に申請者の名称の記載がない場合や協定書の締結日が古いことにより審査基準日時点で締結されているか判断できない場合等は、必要に応じて団体の名簿等を提出していただく場合があります。

ソ 監査の受審状況に係る確認書類

- ・監査の受審を行っている場合は、次のいずれかを提出してください。
 - ①有価証券報告書又は監査報告書（写し）（会計監査人設置会社の場合のみ）
ただし、無限定適正意見又は限定付き適正意見が付されているもの
 - ②会計参与報告書（写し）（会計参与設置会社の場合のみ）
- ※上記①②の場合、要件を確認するために登記事項証明書等を提出してください。
- ③経理処理の適正を確認した旨の書類（原本）
 - ・別に定める様式により、公認会計士、税理士、1級登録経理試験合格者（建設業経理事務士）が、確認項目を確認した上、記名したものに限り、
※適切な研修・講習を受講していることが必要となります（次ページ 同様）。
 - ・記名する者は、常時雇用されていることが必要ですので、外部の公認会計士・税理士等が記名しても加点の対象となりません。

タ 公認会計士等の数及び2級登録経理試験合格者の数に係る確認書類（写し）

- ・会社の社員として、適切な研修・講習を受けた公認会計士、税理士、登録経理試験

合格者（建設業経理事務士）が常勤している必要があるので、技術職員数に係る確認資料と同様の資料（10ページオを参照）を提出してください。

- ・資格の確認資料として、合格証書や資格証及び研修・講習の受講（※）を確認できるものを提出してください。

※公認会計士、税理士については、合格年度の属する年度の翌年度開始日から1年以内、1・2級登録経理試験合格者については、合格年度の属する年度の翌年度開始日から5年以内の場合は、研修・講習の確認資料は提出不要です。

なお、平成29年3月31日以前に合格した1・2級登録経理士については、令和5年3月31日までの間に限り、講習の確認資料は提出不要です。

- ・合格証書や資格証と常勤していることの確認書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本や住民票等（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）の公的機関から提出された氏名の変更が確認できる資料（写しでも可、発行日から3ヶ月以内のもの）を提出してください。

チ 建設機械の保有状況を確認する書類（写し）

- ・①及び②を提出してください。また、必要な方は③も提出してください。
①建設機械の売買契約書又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約書（**必須**）（但し、建設企画課の収受印が押印された③を提出する場合には、③記載の建設機械に関しては省略可）

※売買契約書が無い場合は、代わりに次のものを提出してください。

【原則】販売証明書、譲渡証明書、リース契約書（いずれも写し）

【認められないもの】

- ・見積書（実際に購入しなくても取得できてしまうため。）
- ・販売（譲渡）者の押印がないもの。
- ・押印が担当者の印であるもの。

※リース契約書について、審査基準日以降の残りのリース期間が1年7か月に満たないが、引き続き建設機械を使用する予定である場合には「建設機械のリース契約に関する誓約書」（66ページ参照）の原本を申請書に添付してください。

②定期検査確認書類（写し）（必須）

(1) ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー、モーターグレーダー
→ 特定自主検査記録表

- ・ 審査基準日以前、1年以内に実施したものを提出してください。

(2) 移動式クレーン

→ 移動式クレーン検査証

- ・ 審査基準日が有効期間内に含まれるものを提出してください。

(3) 大型ダンプ車

→ 自動車検査証

- ・ 審査基準日が有効期間内に含まれるものを提出してください。

③保有建設機械一覧表（任意）（68ページ参照）

- ・ 保有機械について、記載例を参考に記載してください。
- ・ 審査終了後、建設企画課の收受印を押印の上、原本を返却します。翌年度以降、この原本を提出した場合には、記載されている機械について、①を省略することが可能です。
- ・ 翌年度以降、機械の売却や購入等があった場合には、再度作成の上、提出してください。

【対象となる建設機械】

- (1) ショベル系掘削機（ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの）
 - (2) ブルドーザー（自重が3トン以上のもの）
 - (3) トラクターショベル（バケット容量が0.4立方メートル以上のもの）
 - (4) 移動式クレーン（つり上げ荷重が3トン以上のもの）
 - (5) 大型ダンプ車（車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上のもの）
- ※事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けているもの及び、事業の種類として営業用と届出ているもののうち、主として建設業に使用されていることを運輸支局へ届出し、車検証の備考欄に「建」の記載及び運輸支局の押印があるものに限ります。
- (6) モーターグレーダー（自重が5トン以上のもの）

【対象とならない建設機械の例】

- ・ アスファルトフィニッシャー（舗装機械）
- ・ くい打ち機（基礎工事用機械）

【共同利用、共有の取扱について】

共同利用、共有の場合ともに、申請者が専ら使用できることが明確となっていない限り、評価対象としません（1台の建設機械を複数社で評価することは行いません）。

ツ ISO9001及びISO14001の取得状況を確認する書類（写し）

- ・ 審査登録機関の認証を証明する書類（認証範囲が確認できない場合は、認証範囲を確認することのできる書面も必要です。）
- ※認証範囲が建設業に関する内容である場合のみ加点対象となります。（〇〇の製造等は不可）
- ※日本語で作成されているもの。（日本語以外で作成されている場合は、別途日本語訳を添付してください。認証機関から日本語訳が発行されていない場合は、申請者において日本語訳を作成してください。）

テ CPD単位取得数を確認する書類

- ・ 建設業法第7条2号イ・ロ・ハ又は同法15条2号イ・ロ・ハに該当する者又は1級もしくは2級の第一次検定に合格した職員（技術者）が審査基準日以前1年間に

CPD単位を取得した場合は、CPD単位数を証する書面等の写しを添付してください。

※複数の認定団体のCPDを取得している場合であっても、合算はできません。

いずれか1つの団体を選んでください。

※技術職員名簿に記載するCPD単位数は、実際に取得した単位数ではありません。

計算が必要となりますので、詳細は41ページを参照してください。

- CPD単位取得者は常勤している必要があるため、技術職員数に係る確認資料と同様の資料（10ページ）を参照）を提出してください。
 - 技術職員名簿に記載された者以外であっても上の2つの要件を満たす場合には評価対象となります。
 - 技術職員名簿に記載の無い常勤の技術者がいる場合には「様式第4号 CPD単位を取得した技術者名簿（記載方法は46ページ参照）」を提出してください。
- ※様式第4号に記入した技術者のうち、CPD単位を取得している者がいる場合には、常勤確認の資料及び資格者証、CPD単位取得数の確認資料を提出してください。

ト 技能レベル向上者数を確認する書類

- 建設工事に従事する職員（施工の管理のみに従事する者を除く）が、審査基準日以前3年間に能力評価基準により受けた評価の区分（建設キャリアアップシステムによる技能者のレベル判定）が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位である場合、評価を証する書類（評価年月日が審査基準日以前3年間のうちであることを確認できる「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しを添付してください。
 - 審査基準日以前3年間に建設工事に従事したことの有る職員すべて（レベル向上の有無を問わず）を「様式第5号 技能者名簿（記載方法は47ページ参照）」に記載してください。
- ※技術職員名簿に記載されている職員についても記載してください。
- 対象者となる職員は常勤している必要があるため、技術職員数に係る確認資料と同様の資料（10ページ）を参照）を提出してください。
 - CPD単位取得数がある又は技能レベル向上者がいる場合は、技能者数の確認資料として、審査基準日時点で稼働している工事に係る作業員名簿等を提出してください。

(2) Cの詳細

- 経営事項審査申請書類確認書
添付書類の添付漏れを防ぎ、受付・審査事務を効率的に行うためのものです。
申請前にこの確認書で確認した上で申請してください。

(3) その他

- 初めて経営事項審査を申請する場合・前年度の経営事項審査を受審していない場合は、次の確認書類も必要になります。（会社新設の場合を除く。）
 - 1) 「完成工事高」の関係
基準決算の前年度（3年平均を選択した場合は前々年度も）に係る次の書類。
 - a 消費税申告書（添付（提出）書類ア）
 - b 消費税納税証明書（添付（提出）書類イ）
 - c 契約書類（添付（提出）書類ウ）
 - d 決算変更届（未提出の場合）
 - 2) 「自己資本額」の関係
2年平均を選択する場合には次の資料が必要になります。
 - 決算変更届（未提出の場合）

3) 「減価償却実施額」の関係

次のうち、前審査対象年度の該当するものについても全て提出してください。

・法人の場合

法人税申告書別表16(1)(定額法)

法人税申告書別表16(2)(定率法)

法人税申告書別表16(4)(リース期間定額法)

法人税申告書別表16(6)(繰延資産償却額計算明細書)

法人税申告書別表16(7)(少額減価償却資産損金算入明細書)

法人税申告書別表16(8)(一括償却資産損金算入明細書)

・個人事業主の場合

所得税青色申告決算書

収支内訳書(白色申告書)

なお、減価償却実施額が経営状況分析結果通知書の参考値と同一の場合は、確認書類の提出は必要ありません。

Ⅲ 記載方法等

1 記載全般について

- ・特に定めている場合を除き、申請に用いる額については、決算変更届に添付されている建設業法施行規則別記様式第15号から別記様式第19号まで（※財務諸表）に記載された千円単位をもって表示した額とします。
- ・審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間については切り上げ）とします。

2 完成工事高について

(1) 種類別年間平均完成工事高

- ・許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申し出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当該事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とします。
- ・ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択することはできません。全ての審査対象建設業において同一の方法によります。
- ・また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を、2以上の種類に分割又は重複計上することはできません。

(2) 専門的工種について

- ・審査対象建設業に係る建設工事が、「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査します。
- ・従って、これらの専門的工種は、実績がなくても必ず記載する必要があります。
- ・なお、これら専門的工種は内訳なので、完成工事高の合計欄を計算する際に含めないよう注意してください。

(3) 土木一式工事、建築一式工事の完成工事高の計上について

- ・経営事項審査の工事分類は、建設業法別表により行います。一式工事とは、総合的な企画、指導、調整のもとに施工する工事であり、その性質上、元請で請け負った工事が該当しますので、**原則として下請工事は一式工事にはなりません。**たとえ工事発注が土木工事、建築工事で行われていても、工事内容が建設業法の別表の専門工事に該当するときは、土木一式工事、建築一式工事の完成工事高に計上できません。この場合は、工事経歴書等の書き換えが必要になります。
- ・なお、一式工事の完成工事高に専門工事の完成工事高を合算する場合は、次の(4)を参照してください。

(4) 工事内容又は性質に応じて、完成工事高を合算できる場合について

- ・**次の場合は完成工事高を合算することができます。**ただし、この場合であっても工

事経歴書は業種別に分けて作成してください。

なお、加えた業種については、経営事項審査を受けることはできません。

例えば、「土木一式工事」の年間平均完成工事高に、「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高を合算した場合は、「とび・土工・コンクリート工事」の審査を申し出ることにはできません。

①一式工事以外の工事高を一式工事の工事高に加えることができる場合

※以下の右表の業種を左表の業種に合算することができます。

合算先の一式工事	合算元の専門工事
土木一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ とび・土工・コンクリート工事 ・ 石工事 ・ タイル・れんが・ブロック工事 ・ 鋼構造物工事 ・ 鉄筋工事 ・ 舗装工事 ・ しゅんせつ工事 ・ 造園工事 ・ さく井工事 ・ 水道施設工事 ・ 解体工事
建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大工工事 ・ 左官工事 ・ とび・土工・コンクリート工事 ・ 屋根工事 ・ 電気工事 ・ タイル・れんが・ブロック工事 ・ 鋼構造物工事 ・ 鉄筋工事 ・ 板金工事 ・ ガラス工事 ・ 塗装工事 ・ 防水工事 ・ 内装仕上工事 ・ 造園工事 ・ 建具工事 ・ 消防施設工事 ・ 解体工事

※とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、造園工事、解体工事については、土木一式または建築一式工事のいずれか一方にのみ合算することができます。

②一式工事以外の工事高を、別の一式工事以外の工事高に加えることができる場合

※以下の工事は左表（A）の業種と右表（B）の業種を相互に合算することができます。

（例）屋根工事を板金工事に合算可。ただし、屋根工事の経営事項審査を受けることはできない。

板金工事を屋根工事に合算可。ただし、板金工事の経営事項審査を受ける

ことはできない。

専門工事 (A)		専門工事 (B)
屋根工事	↔	板金工事
電気工事	↔	消防施設工事
建具工事	↔	ガラス工事
管 工 事	↔	水道施設工事
鋼構造物工事	↔	機械器具設置工事
と び・土工・コンクリート工事	↔	タイル・れんが・ブロック工事
と び・土工・コンクリート工事	↔	解体工事

- ・「工事種別別完成工事高付表」(別記様式第1号)の作成を要する場合
 - ① 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする場合。
 - ② 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても①と同様の方法により計算して申し出ようとする場合。

(5) 契約後VEについて

- ・契約後VE (主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施行方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。)による公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価します。
- ・この場合については、発注者による「縮減額証明書」の提出が必要です。

(6) 完成工事高の引継

- ・次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年(又は直前3年)の各事業年度における完成工事高の合計額を、年間平均完成工事高の算定基礎とすることができます。
 - ① 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内(又は3年以内)に商業登記法(昭和38年法律第125号)の規定に基づく組織変更の登記を行った者

- ② 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であって、次のいずれにも該当する場合
- i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむを得ない事情により連続していない場合を除く。）
 - iii) 承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること
- ③ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であって、次のいずれにも該当するもの
- i) 被承継人が建設業を廃業すること
 - ii) 被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
 - iii) 被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
 - iv) 承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

(7) 許可を受ける前の完成工事高について

- ・経営事項審査においては、許可取得前の完成工事高については、建設業法上許可が必要のない「軽微な工事」（V 決算変更届出・工事経歴書の項を参照）のみ実績として認めます。それ以外の工事高は経営事項審査上認めません。ただし、財務諸表の損益計算書の完成工事高には含めて作成して構いません。
- ・決算変更届に添付する財務諸表及び工事経歴書は、軽微な工事及びそれ以外の工事も含め通常どおり作成して、この財務諸表で経営状況分析を受けてください。
- ・経営事項審査用に、業種ごとの軽微な工事について別途工事経歴書を作成し添付します。契約書類はこの工事経歴書をもとに提出してください。
- ・経営事項審査の「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高（別紙一）」の各業種別の完成工事高は「軽微な工事」を記載し、それ以外は「その他の工事」としてください。

(8) 保守点検、維持管理、除草、剪定等の完成工事高への計上について

- ・建設業法において、建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事（29業種）の完成を目的として締結する契約をいいます。次に例示するものは建設工事に該当しないので完成工事高からは除外してください。
- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・樹木の剪定、除草、伐採、抜根 | ・緑地、公園の管理 |
| ・除雪 | ・建設機械リース（オペレータが付かない） |
| ・測量、設計、地質調査 | ・ビル清掃などの清掃業務 |
| ・自社施工（自社ビル、建売住宅） | ・土地、建物の売買 |
| ・電気設備、消防施設の保守点検業務 | ・道路維持管理業務委託（道路清掃等） |

3 技術職員について

(1) 経営規模等評価で認められる技術職員について

- ・審査基準日において、次の①から④の全てを満たしている者のみ認めます。
- ①建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者、規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修

了した者（以下「基幹技能者」という。）、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第28条第1号又は第2号に掲げる者、建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成31年国土交通省告示第460号）第3条第2項の規定により同項の認定を受けた能力評価基準（以下「認定能力評価基準」という。）により技能や経験の評価が最上位であるとされた建設技能者（以下「レベル4技能者」という。）又はレベル4技能者に次ぐものとされた建設技能者（以下「レベル3技能者」という。）であること。

②雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人の場合においては常勤の役員を、個人の場合においては事業主を含みます。）であって、雇用されている期間が6か月を超えている者

③日雇い労働者、臨時労働者又はこれに準ずる者でないこと

④申請者の建設業に従事する者であること（兼業事業に従事している者は認めません。）

※雇用されている期間が6か月を超えない者、毎月の給与額が最低賃金法の最低賃金に満たない者（6か月のうちの1か月が最低賃金に満たない者も含む。）、勤務日数・勤務時間がそれぞれ一般の従業員の概ね3／4に満たない者は及び被扶養者は、常勤でないとみなし、経営規模等評価における技術職員としては認めません。

(2) 資格区分について

- ・上記(1)①の経営規模等評価で認められる技術者の資格は、建設業法施行規則別表(4)「資格区分コード表」のとおりです（VI各種コード表 技術職員資格区分コード表 53～54ページ参照）。

(3) 申請における注意事項

- ・1人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類は2つまでです。審査を受ける業種であって、評価を得たい業種及びその業種に対応する資格でもって申請してください。
- ・技術者の業種数制限は、審査申請業種数を制限するものではありません。例えば、1級土木施工管理技士の資格を持った技術職員が許可上の専任技術者として5業種の許可を受けており、他に技術職員がいない場合、技術者の評価は5業種のうち2業種となりますが、残りの3業種についても審査申請することは可能です。
- ・資格によっては、資格取得後に一定の実務経験がないと経営事項審査で認められないものがあります。技術職員有資格区分コード表（53～54ページ参照）の「資格区分」欄に【○年】とある資格です。
この場合は【○年】を満たす「実務経験証明書」が必要になります。
- ・技能検定1級など、資格によっては1級又は2級の資格であっても、経営事項審査では2級又はその他の資格扱いのものがあります。

(4) 「実務経験証明書」について

- ・実務経験が必要な場合は、建設業許可申請で使う「実務経験証明書（様式第九号）」を作成して申請時に提出してください。
- ・経営規模等評価での「実務経験証明書」は、その年に施工した主な工事を1年1件、

必要な年数分記載したものとなります。「実務経験の内容」欄には工事名とその工事の請負金額を記載してください。

- ・実務経験の期間の重複は認められません。従って、同一年に2以上の業種の実務経験は認めません。

(5) 「その他技術者」について

- ・「その他技術者」とは、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者、基幹技能者及び2級技術者以外の者をいいます。
- ・「その他技術者」を技術職員として申請する場合の要件は次のとおりです。

①建設業法第7条第2号イ該当（指定学科卒業＋実務経験）（資格コード「001」）

建設業法で定める次の指定学科を修め、高校であれば卒業後5年以上、大学（短大、高等専門学校を含む。）であれば卒業後3年以上のその業種に係る実務経験があれば技術者と認められます。（電気、消防施設を除く。職業訓練校は対象になりません。）

申請する場合は、卒業証書の写し（又は卒業証明書）と実務経験証明書を提出してください。

建設業種	学 科
(土) (ほ)	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
(建) (大) (ガ) (内)	建築学又は都市工学に関する学科
(左) (と) (石) (屋) (タ) (塗) (解)	土木工学又は建築学に関する学科
(電) (通)	電気工学又は電気通信工学に関する学科
(管) (水) (清)	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
(鋼) (筋)	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
(しゅ)	土木工学又は機械工学に関する学科
(板)	建築学又は機械工学に関する学科
(防)	土木工学又は建築学に関する学科
(機) (消)	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
(絶)	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
(園)	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
(井)	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
(具)	建築学又は機械工学に関する学科

②建設業法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）（資格コード「002」）

その業種について、10年以上の実務経験があれば技術者と認められます。申請する場合は、実務経験証明書を提出してください。（電気、消防施設を除く）

③建設業法第15条第2号ハ該当（大臣認定）（資格コード「003」、「004」）

国土交通大臣が建設業法第15条第2号イ又はロと同等以上の技術者と認定した

者が該当します。申請する場合は、大臣の認定書の写しを提出してください。

④その他（その他）（資格コード「099」）

- ・「実務経験の振替」を行った者が該当します。この場合は、実務経験証明書を提出してください。
- ・専門学校の指定学科を卒業し、専門士の称号を付与された者が該当します。専門士は短大卒と同等、高度専門士は大学卒と同等と扱います。この場合は、卒業証書の写しと実務経験証明書を提出してください。

なお、これ以外に経営事項審査で認められる「その他」の資格はありません。

(6)実務経験の振替について

- ・振替のできる業種について

以下の場合に実務経験の振替が認められます。

①一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	⇒	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	⇒	大工、屋根、内装仕上、防水、熱絶縁、解体

注：矢印の方向へ向かってのみ振替可。右枠内の業種間の振替不可。

②専門工事間での実務経験の振替

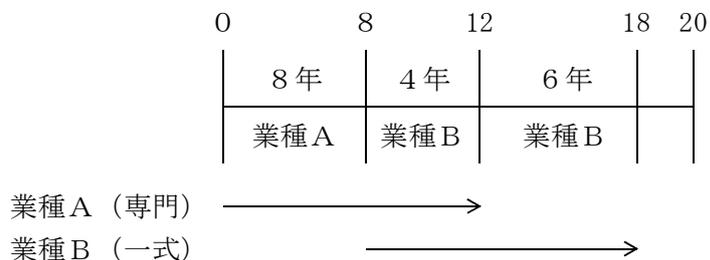
大工	⇔	内装仕上
とび・土工	⇔	解体

- ・振替をした場合の実務経験年数について

技術者になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上（技術者になろうとする業種については、8年を超える実務経験が必要）有していれば、技術者となる資格を有することができます。

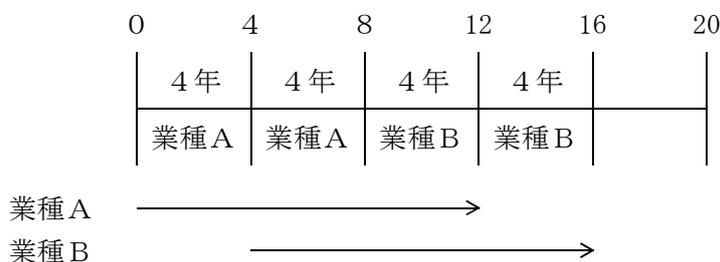
①一式工事から専門工事への実務経験の振替→最大2年の期間短縮

例：とび・土工の実務経験8年、土木一式の実務経験10年で両方の技術者になることが可能



②専門工事間での実務経験の振替

例：大工の実務経験 8 年、内装の実務経験 4 年で大工の専任技術者になることが可能、しかし内装の技術者になることは不可



4 特殊な場合の経営規模等評価について

(1) 決算期を変更した場合

- ・決算日を変更したため、審査基準日の直前 2 年の各事業年度に含まれる月数の合計が 24 月（3 年平均を選択した場合は、直前 3 年の各事業年度に含まれる月数の合計が 36 月）に満たない場合は、更にその前年の完成工事高を、（必要な月数）／（12 月）して、24 月又は 36 月になるように調整します。

〔例〕 決算期を変更して 24 ヶ月に満たない場合

審査基準日を含む事業年度・・・A（4 ヶ月）

審査基準日を含む事業年度の前期事業年度・・・B（12 ヶ月）

審査基準日を含む事業年度の前々期事業年度・・・C（12 ヶ月）

（算式）

$$\left[\frac{\text{Aの完成工事高}}{\text{Aの月数}} + \left(\frac{\text{Bの完成工事高}}{\text{Bの月数}} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right) \right] \dots\dots \text{①}$$

$$\left[\left(\frac{\text{Bの完成工事高}}{\text{Bの月数}} \times \frac{\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right) + \left(\frac{\text{Cの完成工事高}}{\text{Cの月数}} \times \frac{12\text{ヶ月} - \text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}} \right) \right] \dots\dots \text{②}$$

①+②=直前 2 年の完成工事高

①〔審査対象事業年度における完成工事高〕

A の事業年度に含まれる月数が 4 ヶ月しかないため、不足する 8 ヶ月分を B の事業年度における完成工事高から按分（B の完成工事高 × 8 / 12）し、審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

②〔前審査対象事業年度における完成工事高〕

B の期間における完成工事高のうち、①で按分調整し、審査対象事業年度における完成工事高として計上した残りの完成工事高と、この処理によって生じる

Bの期間における完成工事高の不足月数分を、①と同様の方法により、Cの事業年度における完成工事高を按分して、前審査対象事業年度における完成工事高として算入する。

(2) 新設会社等の場合

- ・会社設立以来又は開業以来最初の決算を迎えていない場合は、法人であれば設立日、個人事業主であれば開業日を審査基準日として、経営事項審査を受けることができます。

申請においては、次の点に注意してください。

- ・新規許可申請書に添付した財務諸表（開始貸借対照表）を元に各申請書を作成すること。
- ・営業年数は0年とすること。
- ・完成工事高は全て0とすること。
- ・項番31の事業年度は、審査対象事業年度の自年月に設立日を記入し、至年月及び前審査対象事業年度については各カラムを空欄とせず、0で埋めてください。
- ・技術職員数は0とすること。

(3) 既設の会社等が許可取得後直ちに経営事項審査を受ける場合

- ・この場合は、次の決算を待たなくても、許可取得の直前の決算日を審査基準日として経営事項審査を受けることができます。

申請においては、次の点に注意してください。

- ・新規許可申請書に添付した財務諸表及び工事経歴書を元に各申請書を作成すること。
ただし、消費税込みで作成されている場合は別途税抜きで作成して申請すること。
なお、財務諸表及び工事経歴書は2期分又は3期分必要になりますので、別途作成してください。（前々期、前期財務諸表等は決算変更届として提出する必要はありません。）
- ・営業年数は0年とすること（経営規模等評価では、許可を受けた日からの評価のため）
- ・基準決算の前期や前々期の数値を使用している部分の確認資料も必要になります。
- ・完成工事高のうち、許可取得前の実績については、許可が不要な「軽微な工事」のみ認めます。（21ページ（7）許可を受ける前の完成工事高について 参照）

5 経営規模等評価結果通知書の公表、再審査及び申請の取下げ等について

(1) 公表

- ・経営事項審査結果は、公共工事入札参加資格者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止等の観点から公表を行っています。
- ・公表している内容は、申請した建設業者本人に通知された内容と同様、総合評定値及び完成工事高等の審査項目ごとの数値・評点とし、経営事項審査結果通知書の写しとなっています。
- ・公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターに委任しており、同センターのホームページ (<http://www.ciic.or.jp/>) から閲覧可能です。

(2) 訂正・再審査

- ・「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値結果通知書」の通知後は、次の場合を除き、一切の訂正、追加及び修正等を認めませんので、申請漏れや誤記入のないよう十分注意してください。

※申請者の記入漏れや記入誤り又は申請時の確認書類不足による内容認否等、申請者の責任に帰する案件については、再審査の対象となりません。

①申請した内容と異なった結果通知が送付された場合

- ・結果通知書を受領した日から30日以内であれば、再審査を申し立てることができます。(登録経営状況分析機関が行った経営状況分析を除きます。)

②次の決算までに追加で許可を受けた業種の経審を受ける場合

- ・既に受けた審査基準日で、再度申請することができます。
- ・ただし、その追加業種に関すること以外の変更はできません。
- ・既に審査を受けた業種の完成工事高を、その追加業種に振り分けることや技術職員名簿の業種の変更もできません(既に審査を受けた経審で1業種のみであった技術者に追加業種を加える場合及び追加業種のみを担当する技術者を新たに技術職員名簿に追加する場合を除く)。
- ・手数料は、既に審査を受けた業種と追加した業種の全てについて、必要となります。

③経営事項審査の審査基準の改正等があった場合

- ・改正に係る事項についての再審査に限り申請することができます。
- ・再審査の申請期間は、施行日から120日以内です(4月1日施行の場合7月29日まで)。

(3) 申請の取下げ

- ・申請者の都合により申請を取り下げようとする場合は、「経営規模等評価申請総合評定値請求取下げ願」を提出してください。
- ・申請の取下げがあった場合、当該申請にともなって納付された審査手数料については還付されません。

6 経営規模等評価結果証明書等の発行について（通知書を紛失した場合）

※「経営規模等評価結果通知書」・「総合評定値結果通知書」の再発行はできませんが、「経営規模等評価結果証明書」を発行しますので、下記のとおり請求してください。

（1）請求場所

県土整備部建設企画課建設業係（県庁21階南側）あてに、「経営規模等評価結果証明等請求書」（以下「証明請求書」といいます。）により請求してください。

証明請求書の様式は、群馬県ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/>）からダウンロードすることができます。

（2）必要なもの

①手数料の金額に相当する群馬県収入証紙

証明書1枚につき、手数料400円です。

②印鑑

証明請求書には、請求者の記名が必要です。代理の方が請求する場合には、代理人本人の記名が必要となります。

③委任状（代理人が請求する場合）

代理人が請求する場合には、請求者（法人の場合は代表者）からの委任状が必要となります。委任状には、必ず請求者が記名（法人の場合は代表者の記名）をしてください。

※発行手続きが完了しましたら郵送いたしますので、返信用封筒を同封してください。

（3）記載要領

①日付

請求日を記載します。

②住所又は所在地、商号又は名称及び代表者名

請求者の住所・商号等を記入してください。

③請求する申請区分

証明を請求する審査基準日の経営規模等評価等の申請区分に○（マル）を付してください。

④請求する審査基準日

証明を請求する審査基準日を記入してください。

⑤請求枚数

請求する枚数を記入してください。

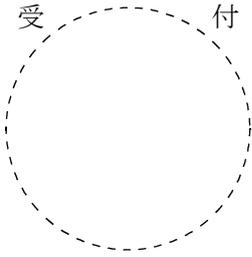
⑥証紙貼付欄

請求枚数に応じた手数料の金額分の群馬県収入証紙を貼付します。

金額は請求枚数1枚につき400円です。

なお、消印したものは無効となりますので、消印しないでください。

【様式：経営規模等評価結果証明等請求書】



発行番号 第 ー 号

経営規模等評価結果証明書等請求書

群馬県県土整備部建設企画課長 様

令和 年 月 日

許可番号 群馬県知事許可（般特ー）第 号

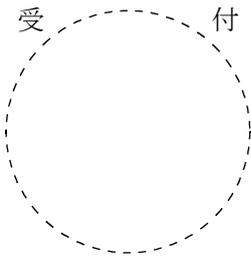
住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

下記のとおり経営規模等評価結果等証明書等の交付を請求します。

記

NO	項 目	区 分 等
1	請求する申請区分	1. 経営規模等評価兼総合評定値請求 2. 経営規模等評価のみ 3. 総合評定値請求のみ
2	請求する審査基準日	令和 年 月 日
3	請求枚数	枚
4	証紙貼付欄	

【記載例】



発行番号 第 ー 号

経営規模等評価結果証明書等請求書

群馬県県土整備部建設企画課長 様

令和 年 1 月 1 日

許可番号 群馬県知事許可（般特ー27）第001234号

住所又は所在地 前橋市大手町1-1-1
商号又は名称 (株)群馬建設
代表者名 代表取締役 群馬 太郎

代理人の方の場合は委任状を添付し、
上記代理人 住所 氏名 と記載してください。

下記のとおり経営規模等評価結果等証明書等の交付を請求します。

記

NO	項目	区分等
1	請求する申請区分	①. 経営規模等評価兼総合評定値請求 2. 経営規模等評価のみ 3. 総合評定値請求のみ } 請求区分に○
2	請求する審査基準日	令和 年 3 月 3 1 日
3	請求枚数	1 枚 ← 証明書の請求枚数を記載してください。
4	証紙貼付欄	群馬県収入証紙貼付 } 証明手数料は、発行枚数1枚につき、 群馬県収入証紙400円分を貼付し てください。(消印しないでください)

「2期平均」で申請する場合は、2期平均した自己資本額を記入すること。

表内のコラムは「2期平均」で申請する場合のみ記入すること。

自己資本額 項番 3 5 10 13 (千円) 1 (1. 基準決算) 2. 2期平均

マイナスの場合は、左端のコラムに「-」を記入すること。△は不可。

千円単位(千円未満はプラスとマイナスに関係なく切り捨て)で右詰で記入し、空位のコラムは空白とすること。

基準決算 (千円)

直前の審査基準日 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	2,000,000 (千円)	3,000,000 (千円)
減価償却実施額	500,000 (千円)	500,000 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数

技術職員数 1 9 (人)

営業利益＝規則別様式16の損益計算書の営業利益の額
 減価償却実施額＝法人税申告書別表16(1)or(2)and(4)、(6)～(8)に記載の当期償却額等の合計額
 ＝青色申告書・白色申告書に記載の減価償却費(個人事業主の場合)
 決算期が12ヶ月に満たない場合等の換算方法は現行の完成工事高と同じ

登録経営状況分析機関番号 2 0 0 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称
 (例) (財)建設業情報管理センター

経営状況分析を受けた機関の分析機関番号を記入
 (経営状況分析結果通知書の右上に記載されている「登録番号」を記入)

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目(社会性等)については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先
 所属等 総務課 氏名 前橋一郎 電話番号 027-223-1111

2 様式第二十五号の十四 本紙 記入上の注意

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
02 申請時の 許可番号	<ul style="list-style-type: none"> 大臣・知事コードは、10を記入 許可年度が複数ある場合は、最も古いものを記入
03 前回申請時 の許可番号	<ul style="list-style-type: none"> 通常は未記入（空欄）となります。 前回申請時と今回申請時の許可番号が異なる場合のみ記入（大臣許可から知事許可への変更等） 許可の更新により年度の数字が変わる場合は、「許可番号が異なる」には該当しませんので、記入不要です。
04 審査基準日	<ul style="list-style-type: none"> 審査を受けようとする事業年度の終了日（決算日）を記入
05 申請等の区分	<ul style="list-style-type: none"> 申請する内容に応じた「1～5」の数字を記入 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の場合は「1」を記入 経営規模等評価の申請のみの場合は「2」を記入 総合評定値の請求のみの場合は「3」を記入 経営規模等評価の再審査申立及び総合評定値の請求の場合は「4」を記入 経営規模等評価の再審査申立のみの場合は「5」を記入
06 処理の区分	<ul style="list-style-type: none"> 次のコードのうち、該当するコードを「処理区分」欄の左欄に記入 「00」12か月ごとに決算を完了した場合 （例）令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 「01」6か月ごとに決算を完了した場合 （例）令和2年10月1日から令和3年3月31日までの事業年度について申請する場合 「02」商号登記法の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 個人事業主が法人成りして、最初の申請をする場合（処理区分の右側は空欄） （例1）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和2年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和3年3月31日に終了した事業年度について申請するとき （例2）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和2年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和2年12月31日に終了した事業年度について申請するとき 「03」事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和3年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき 「04」事業を継承しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和2年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和3年3月31日）より前の日（令和2年11月1日）に申請するとき 「処理区分」欄の右欄には、次ページの様式別表(2)のいずれかの分類に該当する場合は、該当するコードを記入。 （例）会社合併をした場合、事業譲渡した場合、会社分割をした場合など。
08 (フリガナ)	<ul style="list-style-type: none"> 社名のみをカタカナで記入。(株) (有) 等の組織名は記入不要。 濁点・半濁点は、例えば <input type="checkbox"/> または <input type="checkbox"/> のように同一のカラムに記入する。 商号中の中点「・」は省略する。
09 商号又は 名称	<ul style="list-style-type: none"> 法人の種類は次の略号で記入。 株式会社=(株)、特例有限会社=(有)、合名会社=(名)、合資会社=(資) 合同会社=(合)、協同組合=(同)、協業組合=(業)、企業組合=(企) (株) 等の () も、それぞれ1文字分とする。

1 0 (フリガナ)	<ul style="list-style-type: none"> 代表者又は個人の氏名をカタカナで記入。 姓と名の間に1カラム空ける。 濁点・半濁点は、例えば「ギ」又は「バ」のように別カラムとしない。
1 1 代表者又は個人の氏名	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合は代表者の氏名、個人の場合は事業主の氏名を記入。 経営状況分析申請の際に記載した(する)代表者と同じであることを確認すること。
1 2 主たる営業所所在地市区町村コード	<ul style="list-style-type: none"> 主たる営業所の所在地の市町村コード(群馬県市町村コード 44 ページを参照のこと。)を左詰めで記入。
1 3 主たる営業所の所在地	<ul style="list-style-type: none"> 1 2により記載した市町村コードによって表される市町村に続く町名、大字名、街区符号及び住居番号等を記入。 「丁目」「番」及び「号」については「-」(ハイフン)を用いて記載する。
1 5 許可を受けている建設業	<ul style="list-style-type: none"> 許可を受けている建設業が、一般建設業の場合は「1」を記入。 特定建設業の場合は「2」を記入。
1 6 審査対象建設業	<ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査を受けようとする業種に「9」を記入。 審査対象業種は許可を受けていることが必要です。
1 7 自己資本額	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを選択して右詰で記入。 「1」基準決算：審査基準日における自己資本額 「2」2期平均：基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本額の平均の額(千円未満は切り捨て) 自己資本額がマイナスの場合は、「-」を左端のカラムに記入。(△は不可) 「2期平均」を選択した場合のみ、右側の表に内訳金額を記入。
1 8 利益額	<ul style="list-style-type: none"> 利益額の2期平均を記入。 利益額＝営業利益＋減価償却実施額 新設会社等の場合で、利益額が1期分しかない場合は1期分を記入。
1 9 技術職員数	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日における技術職員数を右詰めで記入。
2 0 登録経営状況分析機関番号	<ul style="list-style-type: none"> 経営状況分析結果通知書に記載されている登録経営状況分析機関番号を記入し、右欄にその登録経営状況分析機関名を記載してください。

様式別表(2)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(合併後第1期経審)
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき(合併時経審)
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき(譲渡後第1期経審)
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき(譲渡時経審)

1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき（会社更生法、民事再生法等による手続中の会社の評価）
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合（外国建設業者の属する企業集団の評価）
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合（グループ経審）
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合（持株会社化経審）
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき（分割後第1期経審）
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき（分割時経審）
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

3 様式第二十五号の十四 別紙一 記入例

別紙一

Zにおいて、元請完成工事高が評価項目となったことで、経審受審業種ごとに、完成工事高のうち、元請完成工事高の額を記載する欄を設ける。

(用紙A4)
2 0 0 0 2

評価対象を元請のみとすること以外の取扱いは完成工事高と同じ。

工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 又は前々審査対象事業年度 自 2 5 年 0 4 月 至 2 7 年 0 3 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 26 年 4 月～27 年 3 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 25 年 4 月～26 年 3 月	審査対象事業年度 自 2 7 年 0 4 月 至 2 8 年 0 3 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入		左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入	
業種 コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 3 6 6 7 9 8	元請完成工事高(千円) 3 6 6 7 9 8	完成工事高(千円) 3 6 2 8 3 3
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 315,153× 12/12=315,153 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 418,444× 12/12=418,444	
業種 コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0
工事の種類 プレストレスト コンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	0
業種 コード 3 2 0 5 0	完成工事高(千円) 8 9 7 0 5	元請完成工事高(千円) 7 5 2 5 0	完成工事高(千円) 1 1 7 2 0 0
工事の種類 とび・土工 コンクリート工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 74,290× 12/12=74,290 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 105,120× 12/12=105,120	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 70,000× 12/12=70,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 80,500× 12/12=80,500	
業種 コード 3 3	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 	
業種 コード 3 4	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0
工事の種類 合計			

「その他工事」・「合計」は、最後の用紙のみに記入すること。

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前々審査対象事業年度 自 <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 至 <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 年 月～ 年 月 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 年 月～ 年 月	審査対象事業年度 自 <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月 至 <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> 月	計算基準の区分 (1.2年平均) (2.3年平均)
		2枚目以降の用紙では記入しない	
業種コード 3 2 0 5 1	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 法面処理 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 5 3 8 9 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 5 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 9 6 5 0 0 0
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,634×12/12=5,634 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,144×12/12=5,144	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 5,000×12/12=5,000 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 5,000×12/12=5,000	
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 4 2 1 9 2 9	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 4 2 1 9 2 9	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 2 8 2 6 5 2
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 511,018× 12/12=511,018 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 332,840× 12/12=332,840	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 511,018× 12/12=511,018 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 332,840× 12/12=332,840	
業種コード 3 2 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
工事の種類 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 	
3 3 その他	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 2 8 7 7 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 2 7 4 2 0 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 2,500×12/12=2,500 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 3,255×12/12=3,255	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 0	
3 4 合計	完成工事高(千円) 0 0 0 0 8 8 6 6 9 8 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 8 6 8 9 7 7 0 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 7 7 5 0 7 7 0 0
	「その他工事」・「合計」は、最後の用紙のみ記入すること。		契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2) 無)

4 様式第二十五号の十四 別紙一 記入上の注意

- ・ 2枚以上必要になる場合はコピーして使用してください。

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
3 1 事業年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査基準日（決算日）からさかのぼって、次のいずれかの期間を選択し、1又は2を右端のコラムに記入。 「1」 2年平均：審査基準日から24か月 「2」 3年平均：審査基準日から36か月 ・ [審査対象事業年度] の欄には直前の決算期間を記入する。 ・ [審査基準日以前24か月間又は36か月の決算（基準決算を除く）] の欄には次のとおり記入する。 「2年平均」の場合：審査対象事業年度の前期決算期間 「3年平均」の場合：審査対象事業年度の前期2期の決算期間 ・ この項番31は、4業種以上を受審するため用紙が2枚以上に及ぶ場合は、1枚目だけに記入すれば可。
3 2 業種コード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模等評価申請及び総合評定値請求をする業種ごとに3桁のコードを記入。（47ページ参照） ・ 「土木一式工事」、「とび・土工・コンクリート工事」、「鋼構造物工事」を受審する場合は、その次の「業種コード」の欄には、内訳として、次の専門的工種を必ず記入してください。工事実績がない場合でも必ず記入してください。 （業種） 「土木一式工事」(010)・・・「プレストレストコンクリート構造物工事」(011) 「とび・土工・コンクリート工事」(050)・・・「法面処理工事」(051) 「鋼構造物工事」(110)・・・「鋼橋上部工事」(111)
3 2 完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番31で記入した事業年度ごとに、審査対象建設業の業種ごとの完成工事高を記入。 ・ [審査基準日以前24か月間又は36か月間の決算] の欄 「1」（2年平均）の場合：基準決算の前期の完成工事高を記入。 「2」（3年平均）の場合：基準決算の前期決算と前々期決算の完成工事高の平均額を記入。（千円未満の端数は切り捨て） また、「完成工事高計算表」に各決算期の完成工事高を記載する。 ・ 記載する金額は千円未満の端数は切り捨て。 ・ 審査対象業種（専門的工種を含む）は工事実績がない場合は、必ず「0」を記入してください。
3 2 元請完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左欄「完成工事高」のうち元請完成工事高について記入。 ・ 記載する金額は千円未満の端数は切り捨て。 ・ 審査対象業種（専門的工種を含む）は工事実績がない場合は、必ず「0」を記入してください。
3 3 その他工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営事項審査を受けない業種の完成工事高があれば記入。 ・ 該当がない場合は「0」を記入。 ・ 用紙が2枚以上に及ぶ場合は最後の用紙にのみ記入してください。
3 4 合計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 項番32及び項番33の合計を記入。 ただし、項番32のうち専門的工種の完成工事高は内訳なので合計額に含めません。 ・ 用紙が2枚以上に及ぶ場合は最後の用紙にのみ記入してください。
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の該当がある場合は「1」）に○をつけてください。 該当がない場合は「2」）に○をつけてください。

5 様式第二十五号の十四 別紙二 記入例

別紙二

(用紙A4)

2 0 0 0 5

生年月日が審査基準日に近い順(若い順)に記載すること。

項番 数 8 1 0 0 1 頁

右詰で記入し、空位のコラムを「0」で埋めること。2頁目以降も記入すること。

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
					3	5		10				
1		〇 〇 〇 〇	S 〇 年 〇 月 〇 日	32	8 2 0 1	2 1 4 2	0 5 2 1 4 2					15
2	〇	△ △ △ △	S △ 年 △ 月 △ 日	34	8 2 0 2	2 2 1 2						0
3		□ □ □ □	S □ 年 □ 月 □ 日	42	8 2 0 1	1 1 3 1	0 5 1 1 3 1				〇〇〇〇〇〇	0
4		× × × ×	S × 年 × 月 × 日	46	8 2 2 9	1 C 2	0 9 1 2 9 1				〇〇〇〇〇〇	25
5	有資格区分コード				8 2	業種コード						
6	平成28年6月1日時点でとび・土工事業の資格を有し、解体工事業の技術者と見なされた方を解体工事業の技術者として申請する場合、アルファベットを付記した新たな有資格区分コードを記載してください。				8 2	技術職員1人につき2業種のみ申請可						
7					8 2	(2業種の考え方)						
8					8 2	・ 1資格から2業種選択でもOK 例: 土木施工管理技士→土木・とび						
9	年 月 日				8 2	この場合、同じ有資格区分コードを2箇所に入力						
10	CPD単位取得数				8 2	・ 2資格から1業種ずつ選択でもOK 例: 土木施工管理技士・建築施工管理技士→土木・建築						
11	審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を、しおり41ページ記載の単位認定機関右欄の数値で割り、30を掛けた数値(小数点以下切捨)を記載してください。 ※1人当たりの上限は30です。				8 2							
12					8 2							
13					8 2							
14	年 月 日				8 2							
15	「講習受講」欄											
16	申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入											
17	① 法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)											
18	② 監理技術者資格者証の交付を受けていること ※監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄に申請業種の記載があることが必要です。											
19	③ 法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること											
20	なお、当期事業年度開始日の直前5年以内であって、平成16年2月29日以前に交付された資格者証を保有している場合及び平成16年2月29日以前に指定講習を受講し、16年3月1日以降に交付を受けた資格者証を保有している場合は、講習受講しているものとみなす。											
21												
22												
23												
24	年 月 日				8 2							
25	年 月 日				8 2							
26	年 月 日				8 2							
27	年 月 日				8 2							
28	年 月 日				8 2							
29	年 月 日				8 2							
30	年 月 日				8 2							

6 様式第二十五号の十四 別紙二 記入上の注意

- ・ 2枚以上必要になる場合はコピーして使用してください。

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
	この名簿は、審査基準日において在籍する技術職員について作成してください。 ※技術職員については、生年月日が審査基準日から近い順（若い順）に記載してください。
81 頁数	・ この「技術職員名簿」の枚数を、3桁の通し番号で記入。 空欄には必ず「0」を入れてください。
新規掲載者	・ 審査対象年内に新規に技術職員となる資格を得た者につき、○印を記入。
氏名	・ 建設業に従事する職員のうち、該当者について記載。
生年月日	・ T（大正）、S（昭和）、H（平成）R（令和）等も忘れずに記入してください。
審査基準日現在の 満年齢	・ 当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入。 ※満年齢が上がるのは誕生日の前日です。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）○1）
業種コード	・ 1人の技術者につき、2業種まで記入できます。
有資格区分 コード	・ 業種コードに対応した、技術職員が保有する資格について、技術職員資格区分コード表に従い、該当するコードを記載。
講習受講	・ 申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。 ①法第15条第2号イに該当する者であること（1級国家資格者相当） ②監理技術者資格者証の交付を受けていること ※監理技術者資格者証の「建設業の種類」欄に申請業種の記載があることが必要です。 ③法第26条の4から6の規定による講習を、当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講していること
監理技術者資格 者証交付番号	・ 監理技術者資格者証の交付を受けている者は、資格者証の番号を記入。
CPD単位取得数	審査基準日以前1年間に取得したCPD単位数を、しおり41ページ記載の単位認定団体ごとに右欄の数値で割り、30を掛けた数値（小数点以下切捨）を記載してください。 ※1人当たりの上限は30です。 ※複数団体の単位を取得している場合、合算はできません。 いずれか1つ団体を選択してください。

6-1 様式第二十五号の十四 別紙二 CPD単位取得数に係る単位認定団体

CPD単位取得数欄に記載する数値は、単位認定団体から認定された数値を、その団体ごとに右欄に掲げられた数値で割り、30を掛けた数値（小数点以下切捨）を記載してください。

⇒計算例：公益社団法人空気調和・衛生工学会から審査基準日前1年間に認定されたCPD単位数が40の場合 ⇒ $40 \div 50 \times 30 = 24$

⇒様式第二十五の十四 別紙二 技術職員名簿のCPD単位取得数欄には「24」を記入。

団体名	
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

その他の審査項目 (社会性等)

労働福祉の状況		項番 3 雇用保険加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無、3.適用除外]		<健康保険・厚生年金保険の加入の有無> 審査基準日において、健康保険又は厚生年金保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業所でかつ従業員が4名以下である場合等適用が除外される場合は「3」をそれぞれ記入 【注意】 健康保険について、全国建設工事業国民健康保険組合や全国土木建築国民健康保険組合等に加入している場合は「3」を記入
健康保険加入の有無 4 2 1 [1.有、2.無、3.適用除外]				
厚生年金保険加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無、3.適用除外]				
建設業退職金共済制度加入の有無 4 4 1 [1.有、2.無]		当該制度のうち、制度を1つ以上導入している場合は「1」を、いずれの制度も導入していない場合は「2」を記入		
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 5 1 [1.有、2.無]				
法定外労働災害補償制度加入の有無 4 6 1 [1.有、2.無]				
建設業の営業継続の状況		営業年数 4 7 3 0 (年)		初めて許可(登録)を受けた年月日 令和 6 3 年 1 0 月 1 日 休業等期間 年 月 日 備考(組織変更等)
民事再生法又は会社更生法の適用の有無 4 8 2 [1.有、2.無]		再生手続又は更生手続開始決定日 令和 年 月 日 再生計画又は更生計画認可日 令和 年 月 日 再生手続又は更生手続最終決定日 令和 年 月 日		
防災活動への貢献の状況		防災協定の締結の有無 4 9 1 [1.有、2.無]		平成23年4月1日以降の申し立てに係る民事再生手続開始の決定又は会社更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
法令遵守の状況		営業停止処分の有無 5 0 2 [1.有、2.無]		審査基準日直前1年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入 直前の考え方は技術者の講習受講と同じ。
指示処分の有無 5 1 2 [1.有、2.無]		以下の区分より記入(審査基準日時点) 「1」…会計監査人の設置を行っている場合(監査報告書において、無限定適正意見、限定付適正意見が表明された場合に加算) 「2」…会計参与の設置を行っている場合(会計参与報告書が作成されている場合に加算) 「3」…下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類(別添参照)に自らの記名を付したものを提出している場合(※下記の者が適正な研修・講習を受けている必要があります) ・ 公認会計士、税理士 ・ 1級登録経理試験の合格者 「4」…上記以外		
建設業の経理の状況		監査の受審状況 5 2 4 [1.会計監査人、2.公認会計士等、3.経理処理の適正を確保]		公認会計士等の数 5 3 0 (人) 二級登録経理試験合格者等の数 5 4 0 (人)
研究開発の状況		研究開発費(2期平均) 5 5 0 (千円)		「監査の受審状況」欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入 それ以外の場合は、「0」を記入 改正後の規則別記様式第17号の2注記表に記載された研究開発費の額をもって確認。 決算期が12ヶ月に満たない場合の換算方法については、現行の完成工事高と同じ。
建設機械の保有状況		建設機械の所有及びリース台数 5 6 5 (台)		審査基準日において、所定の建設機械を自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合にその保有台数を記入する。
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		ISO9001の登録の有無 5 7 2 [1.有、2.無]		審査基準日において、国際標準化機構第9001号(ISO9001)又は第14001号(ISO14001)の規定による登録を受けている場合は、「1」を、それ以外の場合は「2」を記入
ISO14001の登録の有無 5 8 2 [1.有、2.無]				
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		若年技術職員の継続的な育成及び確保 5 9 1 [1.該当、2.非該当]		技術職員数(A) 4 (人) 若年技術職員数(B) 1 (人) 若年技術職員の割合(B/A) 25.0 (%)
新規若年技術職員の育成及び確保 6 0 1 [1.該当、2.非該当]		新規若年技術職員数(C) 1 (人) 新規若年技術職員の割合(C/A) 25.0 (%)		
知識及び技術又は技能の向上に関する取組		CPD単位取得数 6 1 1 2 0 (単位)		技術者数 7 (人)
技能レベル向上者数 6 2 3 (人)		技能者数 9 10 5 (人)		控除対象者数 15 20 1 (人)

8 様式第二十五号の十一 別紙三 記入上の注意

項番	記入上の注意（申請書類の記載要領もよく読んで記入してください。）
4 1 雇用保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、雇用保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、従業員が1人もいない場合等雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入。
4 2 健康保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、健康保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業所でかつ従業員が4人以下である場合等適用が除外される場合は「3」を記入。 建設関係の国民健康保険組合（いわゆる建設国保）に加入している場合は「3.適用除外」としてください。 <p>＜建設関係国民健康保険組合の例＞ 全国建設工事業、建設連合、全国左官タイル塗装業、全国板金業、中央建設、埼玉土建、全国土木建築など</p>
4 3 厚生年金保険加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、厚生年金保険に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を、個人事業所でかつ従業員が4人以下である場合等適用が除外される場合は「3」を記入。 いわゆる建設国保に加入している、厚生年金保険のみ加入している場合は、加入扱いになりますので「1」としてください。
4 4 建設業退職金共済制度加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、建設業退職金共済制度に加入している場合は「1」を、加入していない場合は「2」を記入。 ただし、契約を締結していても証紙の購入実績がない等履行状況が劣っているため、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」が発行されない場合は「2」と記入してください。
4 5 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、次のいずれにも該当しない場合は「2」を、いずれかに該当する場合は「1」を記入。 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されている。 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されている。 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあるか又は退職手当に関する事項についての規則が定められている。 厚生年金基金を設立 法人税法に規定する適格退職年金契約の締結 確定拠出年金法に規定する企業型年金の導入 確定給付企業年金法に規定する確定給付企業年金（基金型又は規約型）の導入
4 6 法定外労働災害補償制度加入の有無	<ul style="list-style-type: none"> 政府の労働災害補償保険以外に、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）全国建設業労災互助会、（一社）全国労働保険事務組合連合会、中小企業等協同組合法に基づき共済事業を営む者又は民間保険会社との間で、労働災害の給付契約を、締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。 対象となるのは、次の全ての要件を満たしているものに限り、①業務災害と通勤災害（出勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とする。②直接の使用関係にある職員及び下請負人（数次の請負による場合にあつては下請負人すべて）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象。③少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る障害のすべてを対象とする。
4 7 営業年数	<ul style="list-style-type: none"> 初めて許可（又は登録）を受けた日から審査基準日までの期間（休業、許可切れ等の期間を除く）を記入。（年未満の端数は切り捨て） 個人からの法人成りの場合、Ⅲ 2（6）の年間平均完成工事高の引継（20ページ参照）に準じます。 下段に記載の再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合は、当該再生手続終了の決定又は更生手続終了の決定を受けた時より起算すること。

48 民事再生法又は 会社更生法の適 用の有無	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月1日以降の申し立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、審査基準日以前に再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
49 防災協定の締結 の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体の間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を、締結していない場合は「2」を記入。
50、51 営業停止処分の 有無 指示処分の有無	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日直前1年間に建設業法に基づく営業停止又は指示処分を受けた場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
52 監査の受審状況	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人の設置を行っている場合（監査報告書において、無限定訂正意見、限定付適正意見が表明された場合は「1」を、会計参与の設置を行っている場合（会計参与報告書が作成されている場合）は「2」を、下記の者のいずれかが経理処理の適正を確認している旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「3」を、それ以外は「4」を記入。 <ul style="list-style-type: none"> 第18条の3第3項2号イに該当する者 一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない者、 一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。） <p>※令和5年3月31日までは登録経理講習の経過措置あり。</p>
53 公認会計士等の 数	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の中で、以下の者の人数を記入。 <ul style="list-style-type: none"> 第18条の3第3項2号イに該当する者 一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない者 一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者 第18条の3第3項第2号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。） <p>※令和5年3月31日までは登録経理講習の経過措置あり。</p>
54 2級登録経理試 験合格者の数	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の中で、以下の者の人数を記入。 <ul style="list-style-type: none"> 二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して5年を経過しない者 二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を超えない者 第18条の3第3項2号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。） <p>※令和5年3月31日までは登録経理講習の経過措置あり。</p>
55 研究開発費（2 期平均）	<ul style="list-style-type: none"> 「監査の受審状況」（項番52）欄において「1」を記載した場合のみ、2期平均の額を記入。それ以外の場合は「0」を記入。
56 建設機械の保有 状況	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日において、建設機械抵当法施行令別表に規定する①ショベル系掘削機、②ブルドーザー、③トラクターショベル及び④モーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法に規定する⑤大型自動車のうち、経営する事業の種類として建設業を届け、かつ、表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令に規定するつり上げ荷重が三トン以上の⑥移動式クレーンについて、自ら所有している場合又は審査基準日から1年7か月以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合にその保有台数を記入。

57、58 国際標準化機構 が定めた規格に よる登録の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、国際標準化機構第9001号（ISO9001）又は第14001号（ISO14001）の規定による登録を受けている場合は、「1」を、それ以外の場合は「2」を記入。
59 若年技術職員の 継続的な育成及 び確保	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。 「技術職員数」の欄には、技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入。
60 新規若年技術職 員の育成及び確 保	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となる資格を得た人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入。 「新規若年技術職員数」の欄には、技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」の欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のもの的人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記入。
61 CPD単位取得数	<ul style="list-style-type: none"> ・「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数（ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。）を記入。 ・「技術者数」の欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ、若しくはハ、又は同法第15条第2号イ、ロ、若しくはハに該当する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者の数を記入。
62 技能レベル向上 者数	<ul style="list-style-type: none"> ・「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記入。 ・「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を記入。 ・「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年前の日以前に認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。 <p>※各項目の数値は様式第5号技能者名簿の各欄の合計数と一致すること。</p>

審査基準日(仮) : 令和2年12月31日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
1	●● ●●	S●●年●●月●●日	R2年5月31日	○	
2	○○ ○○	S○○年○○月○○日			
3	■■ ■■	S■■年■■月■■日	R2年10月15日	○	
4	○○ ○○	S○○年○○月○○日			
5	△△ △△	S△△年△△月△△日	R2年12月20日	○	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 生年月日が審査基準日に近い順(若い順)に記入。 </div>					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 本様式には、審査基準日以前3年間に建設工事に従事した者であって、常勤である者すべてを記入してください。 ※資格の有無に関わらず、建設工事に従事した者は記入が必要です。 ただし、建設工事の施工管理のみに従事した者は除いてください。 </div>					
合計	5 (人)			3 (人)	0 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

V 決算変更届・工事経歴書

1 決算変更届について

- ・決算変更届は、毎事業年度経過後4月以内に提出しなければなりません。(建設業法11条第2項)

また、経営事項審査で用いられる額は、建設業許可を受けて最初の申請の場合など特別な場合を除き、Ⅲ1にあるとおり決算変更届に添付されている財務諸表等を基礎としていますので、経営事項審査の申請に当たっては、決算変更届が提出されていることが必要です。

2 兼業事業について

- ・完成工事高の中に建設業(建設工事の請負)以外の兼業事業(不動産業など)の売上高を含めることは出来ません。
- ・Ⅲ2(8)にあるとおり、完成工事高の合計額に含められないものは、兼業事業として扱います。

3 消費税の扱い

- ・経営事項審査を受ける場合、決算変更届に添付する財務諸表や工事経歴書は、必ず**消費税抜き**で作成してください。消費税込みの場合は申請を受け付けられません。
なお、免税業者についてはこの限りではありません。

4 工事経歴書の作成上の注意

- ・作成手順については次のとおりです。
 - ①建設業の業種ごとに、元請工事に係る完成工事について、請負代金の大きい順に、元請完成工事高の合計額の7割を超えるところまで記載します。
 - ②ただし、請負代金の大きい順に記載していき、許可が不要な「軽微な工事」を記載しないと7割を超えない場合、この「軽微な工事」については10件まで記載すれば7割を超えなくても構いません。(この10件の途中で7割に達すればそこまですべてで結構です。)

「軽微な工事」とは

 - ・1件の請負代金の額が500万円未満の工事。
 - ・建築一式工事については、1件の請負代金の額が1500万円未満の工事又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事。

 - ③続けて、元請・下請を含めた全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の大きい順に記載します。
 - ④ただし、請負代金の大きい順に記載していき、許可が不要な「軽微な工事」を記載しないと7割を超えない場合、この「軽微な工事」については10件まで記載すれば7割を超えなくても構いません。(この10件の途中で7割に達すればそこまですべてで結構です。)
 - ⑤続けて、主な未成工事について、「未成工事」を表示し、請負代金の額の大きい順に記載します。
- ・工事進行基準を採用してる場合は、「請負代金の額」の欄に全体の請負金額を記載し、その上に審査事業年度に係る完成工事高(審査事業年度内の実際の売上高)を括弧書きしてください。
- ・金額の大きい順に記載する際は、完成工事高(実際の売上高)を基準にしてください。
- ・「小計」は、当該ページ内の合計、「合計」は当該事業年度に計上した完成工事高の合計を記入してください。
なお、同一業種で複数枚に渡るときは、最終ページにのみ「合計」を記入してください。

- ・ J V工事の場合の「請負代金の額」の欄には、J V協定書に基づく出資割合等の持分に係る金額を記載します。
- ・ 配置技術者については、氏名の他、主任技術者又は監理技術者の別を記入する必要があります。